
学校臨床の新展開

学校と児童虐待

浦田 雅夫

京都造形芸術大学

虐待通告をめぐる

今回は、学校に福祉的な支援を行うスクールソーシャルワーカーが配置されるようになった(といっても各自治体により異なる)経過を述べてきました。

さて、今回は、児童虐待を発見しやすい立場にある学校という視点で、学校と児童虐待、そして学校と児童相談所との連携について少し考えてみたいと思います。

まず、2010年8月に入り報道された事件、東京都立高校1年女子が母から虐待を受けている疑いがあったにもかかわらず、学校が児童相談所に通告していなかったというものです。朝日新聞2010年8月9日付夕刊によると、担任が2010年4月に女子生徒のあざや、けがに気づき、その生徒が「酒に酔った母から暴力を受け

た」と話したため、担任は校長に報告・相談、校長は担任に「外傷を見ただけでは通報してはいけない。子どもの一方情報にすぎず、信用してはいけない」「家庭訪問をして状況を把握するように」と言ったとのこと。その後、7月に入り、再度けががあったため担任が判断し、児童相談所に通告、保護されたとのこと。この事件の後、東京都教育委員会はあらためて、各学校に対し児童虐待の疑いがある事例について、児童相談所などとの連携強化や、教職員個人でも児童相談所へ通告できる点などを校内で確認するよう通知を出しています。

児童福祉法第25条は要保護児童の発見者に対して、通告義務を規定していますが、さらに、児童虐待の防止等に関する法律第5条および第6条では、学校に対して、医療機関や、福祉機関と並んで児童虐待を発見しやす

い立場であることの自覚と児童虐待早期発見の努力義務、そして児童虐待を受けたと思われる時点での通告義務、また、守秘義務によって通告義務が妨げられないことを規定しています。つまり、早期発見、早期対応のため疑いの段階で市町村または児童相談所へ通告をするよう求めているのです。しかし、こちらも最近のニュースですが、大正大学の玉井邦夫教授らが全国の幼小中高の教員に行ったアンケート調査の結果が報道されています。2008年度中に性的虐待を疑った幼小中高教員33人のうち、約半数の教員が「確証がない」という理由から児童相談所へ通告していなかったというものです（朝日新聞 2010年8月13日付夕刊）。一方、これはTVドラマの話ですので、比較にもならないかもしれませんが、現代家族の母性や児童虐待を扱った話題作「Mother」では、児童虐待を疑い児童相談所に相談に行った小学校教員が児童相談所職員から、「わらわれも調査しますが、学校さんも何か（児童虐待の）確証を持ってきていただかないと…」というシーンが出てきます。

さて、児童虐待の通告をめぐるのは、かねてから学校と児童相談所との間では、さまざまな軋轢がありました。特に2003年大阪岸和田で不登校中学生がネグレクトにより餓死寸前で発見された事件は、学校と関係機関の連携や不登校の背景としての児童虐待が注目を浴びました。2006年文部科学省は「学校等における児童虐待防

止に向けた取組について」（玉井邦夫教授らが過去に行った調査 2002年～2003年「児童虐待に関する学校の対応についての調査研究」結果を含め）、学校の児童虐待防止に向けた現状課題のひとつとして、「学校が、児童虐待を発見しても関係機関への通告をせず、可能な限り自力で対処しようとする傾向がある。これには『学校が、伝統的に教育的指導の観点から限界まで自力対応の路を探らなければならないとする責任の大きさによるところが大きい』など、『学校ならでは』の背景があり、一概に責められるべきではない」としたうえで、学校の児童虐待対応に関する留意点のひとつとして、児童相談所との連携にふれ、「教員は、日頃から児童生徒を見ているため、その言動の変化等を通じて虐待の発見に至る感度が高く、児童相談所等関係機関に通告するが、これら児童相談所等の現状として、人材の不足等があり、軽度の虐待事例に対しては反応が鈍くなる状況がある。その結果、学校にしてみれば『児童相談所等はなかなか対応してくれない』と感じ、児童福祉関係機関にしてみれば『学校は通告してその後のケアをしてくれない』と感じるような、相互の実情に関する認識の齟齬が生じる事となってしまう。実際、連携をした場合のデメリットを聞いた場合、『価値観の相違により合意形成されにくい』等との回答があり、連携を経験した教員ほど連携のデメリットを感じている。このことから、学校と児童相談所

等関係機関とは、日頃から相互に連携をとり、お互いに顔を合わせ、顔見知りになり、相互の実情について承知していることが必要である。このような学校と関係機関との連携に関しては、約 9 割の教師がその結果について肯定的であったが、連携のほとんどは協議レベルであり、チーム形成にまで至っているのは 1 割程度に過ぎない。今後は、児童虐待の疑いがあるが、確証がない場合であっても、早期発見の観点から、学校だけで対応しようとはせず、児童相談所等の関係機関へ連絡、相談をするなど、日頃からの連携を十分に行うことが必要である。」としています。

筆者は幸いなことに、これまで、児童相談所、児童養護施設、そして学校と児童福祉、教育の現場に携わる機会がありました。

共通するのはその時々で、その機関の職員は児童家庭の幸せを考えて一生懸命仕事をしていたということです。しかし、一方で、やはり各機関の連携がうまくいかなかったことがあります。先の報告書では、学校は児童相談所と連携をするたびに不信感を募らせている状況がうかがえます。それはなぜなのか、その背景には何があるのか、援助過程のなかで、出会った子どもたちの思いや言葉をあらためて思い出しながら次回に綴ってみたいと思います。

文献

文部科学省(2006)学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究会議「学校等における児童虐待防止に向けた取組について」

玉井邦夫(2004)「児童虐待に関する学校の対応についての調査研究」文部科学省科学研究費補助金研究成果報告書

文部科学省(2010)「生徒指導提要」